

鹿兒島港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件

関税法第24条第1項の規定に基づき、鹿兒島港における外国往来船と陸地との交通場所等を下記のとおり指定する。

なお、本指定に伴い、「鹿兒島港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件」(昭和48年4月1日公示)は廃止する。

令和4年6月6日

鹿兒島税関支署長 古瀬 恭浩

1 貨物(船用品及び携帯品を除く。)の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
鹿 兒 島 港	(1) 鹿兒島港谷山1区1号岸壁東南東端を起点として西北西へ489.13mまでの岸壁(水深12m及び7.5m岸壁)	鹿兒島市南栄4丁目 36番地地先、37番地地先、 38番地地先、40番地地先	
	(2) 鹿兒島港谷山1区8号岸壁東南東端を起点として西北西へ370.38mまでの岸壁(水深12m及び7.5m岸壁)	鹿兒島市谷山港1丁目 23番地地先、26番地地先、 36番地地先	
	(3) パシフィックグレーンセンタードルフィン栈橋南側岸壁(長さ170m、水深14m岸壁)	鹿兒島市南栄4丁目35番地地先	
	(4) パシフィックグレーンセンター副栈橋岸壁(南側60m、水深6mの岸壁)	鹿兒島市南栄4丁目28番地地先	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

港名	場所の名称	所在地	備考
鹿児島港	<p>(1) 鹿児島港谷山1区1号岸壁東南東端を起点として西北西へ489.13mまでの岸壁（水深12m及び7.5m岸壁）</p> <p>(2) 鹿児島港谷山1区8号岸壁東南東端を起点として西北西へ370.38mまでの岸壁（水深12m及び7.5m岸壁）</p> <p>(3) 鹿児島港谷山1区1号岸壁東南東側岸壁昇降階段</p> <p>(4) パシフィックグレーンセンター副棧橋岸壁（南側60m、水深6mの岸壁）</p> <p>(5) 鹿児島港中央港区マリポート2号岸壁西北西端から東南東へ59mを起点として東南東へ721mまでの岸壁（水深10m及び水深9m岸壁）</p>	<p>鹿児島市南栄4丁目36番地地先、37番地地先、38番地地先、40番地地先</p> <p>鹿児島市谷山港1丁目23番地地先、26番地地先、36番地地先</p> <p>鹿児島市南栄4丁目36番地</p> <p>鹿児島市南栄4丁目28番地地先</p> <p>鹿児島市中央港新町1番</p>	<p>ただし、(1)から(2)の岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸する場合には限る。</p> <p>ただし、(4)から(5)の岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸する場合には限る。</p>

3 船舶と陸地との交通場所

港名	場所の名称	所在地	備考
鹿児島港	(1)鹿児島港谷山1区1号岸壁、2号岸壁 1番から3番ゲート	鹿児島市南栄4丁目37番地	ただし、(1)から(6)に掲げる場所において、乗組員が下船後フェンスの外に出ることなく乗船する場合は、同区域内を指定交通場所とみなす。
	(2)鹿児島港谷山1区1号岸壁、2号岸壁 4番ゲート	鹿児島市南栄4丁目38番地	
	(3)鹿児島港谷山1区1号岸壁、2号岸壁 6番ゲート	鹿児島市南栄4丁目40番地地先	
	(4)鹿児島港谷山1区7号岸壁、8号岸壁 1番ゲート	鹿児島市谷山港1丁目23番地地先	
	(5)鹿児島港谷山1区7号岸壁、8号岸壁 3番ゲート	鹿児島市谷山港1丁目36番地	
	(6)鹿児島港谷山1区7号岸壁、8号岸壁 4番ゲート	鹿児島市谷山港1丁目39番地	
	(7)鹿児島港谷山1区1号岸壁東南東側岸 壁昇降階段	鹿児島市南栄4丁目36番地	
	(8)パシフィックグレーンセンター正門	鹿児島市南栄4丁目20番地1	ただし、(8)に掲げる場所を指定地として交通できる者は、パシフィックグレーンセンター株式会社、船舶代理店、当該荷役会社の各従業員及び検査員、検量員、水先案内人、荷主、船用品業者並びに乗組員とする。
	(9)鹿児島港中央港区マリポート2号岸壁 西北西端から東南東へ59mを起点として 東南東へ721mまでの岸壁（水深10m及び水深9m岸壁）	鹿児島市中央港新町1番	